

## 前橋市屋外広告物条例の改正について

## 1 前橋市屋外広告物条例の改正概要について

令和 7 年 7 月 2 日の第 2 3 回景観審議会において協議した前橋市屋外広告物条例の改正について、令和 7 年 8 月 2 5 日（月）から 9 月 2 4 日（水）までパブリックコメントを実施したところ、条例改正案の修正意見はございませんでした。

このため、条例改正議案を市議会第 4 回定例会に提出し、可決（予定）されました。改正条例施行予定日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

## 《改正概要》

(1) 管理義務者の追加及び管理義務の拡大（群馬県と同様）

(2) すべての広告物について有資格者による点検の義務化（群馬県と同様）

令和 9 年 4 月 1 日から屋外広告物講習会修了者（自治体が開催する講習）は高さ 4 m 以下の広告物のみ点検可能とする。

(3) 点検項目の明確・詳細化（規則改正）

・点検箇所ごとの点検項目を明確・詳細化（群馬県と同様）

・複数基本の広告物の点検結果を報告する場合には、従前の通り 1 枚の点検報告書の提出とする（前橋市独自）。なお、点検報告書の書式は県条例と同様のものとする。

点検報告書への資格確認書類については、資格を確認できる資料の添付を求める文言を様式を改正する際に加えたいと考えております。群馬県でも同様の改正を行う予定です。

## 2 パブリックコメントの実施結果について

資料 2-②にありますとおり、7 名の方から 1 1 件のご意見がありました。

要約いたしました項目で多いものが、屋外広告物の許可申請が必要ない小規模な店舗に対する周知についてでした。資料 2-②の裏面の「意見に対する市の考え方」にありますとおり、市のホームページや、広報まえばし以外にも、前橋商工会議所や前橋東部商工会、富士見商工会の協力を得て、会報やメールマガジンなどの媒体を使用し、周知を図りたいと考えております。

その他、管理責任に対する意見などがありました。